

神戸町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
神戸町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5. 関連する取組と今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教育職員一人一人が、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保したり、専門性を最大限に発揮したりしながら、働きやすさと働きがいをもって働くことは、児童生徒への教育の充実にも良い影響を与えることになる。

これまで学校が果たしてきた使命や役割を十分に踏まえつつ、教育職員が、心身の健康を損なうことのないよう、業務内容の質的転換や量的削減・精選を図り、授業やその教材準備等に集中できる時間や、自らの専門性を高めるための研修の時間を確保することができる勤務環境を整えることは、児童生徒に対して効果的な教育活動を行う上で必要不可欠である。

本計画は、国や県の方針に基づき、学校、地域、保護者など、教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら、実情に応じた業務改善の取組を実施し、検証及び改善を重ねるために策定するものである。

神戸町第6次総合計画では、まちの未来像を「みんなの笑顔 未来へつなごう ともに支えあうまち ごうど」と掲げている。これを受け、神戸町教育大綱では、「感動と活力のある教育を推進し、郷土を愛し、心身ともに健康で創造性豊かなひとづくり」を町の教育の方針としている。その具現には、単に教職員の労働時間を削減することにとどまらず、教職員に「限られた時間の中で最大限の成果を出す」という意識を醸成し、業務の精選と効率化を徹底することが大切である。そうすることで、本来担うべき業務に注力できる時間を創出し、神戸町の未来を担う子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、確かな学力や豊かな人間性、健康および体力等の「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」を育てていくことを目指している。

(2) 本町の現状

- 本町では、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、神戸町立小中学校管理規則 第20条に、教育職員の業務量の適切な管理について定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んでいる。

【神戸町立小中学校管理規則】

第20条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、学校の教育職員が業務を行う時間(同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(同法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条の4の規定により教育職員を労働させる場合には、当該教育職員についての前1項に規定する上限の適用については、前1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、第1項中「360時間」とあるのは「320時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

○現在「教職員の負担軽減、学校のスリム化を目指した取組」としての主な内容は、次のとおりである。

- 1 学校行事や町行事の精選
- 2 校務支援システムの活用
- 3 デジタル教科書や授業支援システムの活用
- 4 教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)や学校支援員、特別支援アシスタント等の活用
- 5 勤務時間外の電話の自動応答機能や電話の録音機能の導入
- 6 水曜日と8のつく日は定時に帰る。定時に帰れないときは、校長に申し出る。
- 7 月に1回は、年次休暇を取得するよう努める。
- 8 授業等で使うプリント、資料等は学校に保管し、使えるものは共有して使用する。
- 9 学年主任の学級経営簿は1年間学校保管とし、次年度の主任の参考資料とする。
- 10 会議を行う際には、終了時刻を設定し、効率よく実施する。
- 11 会議等に使用する資料は、電子媒体を活用し、いつでも確認できるようにする。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月36時間12分	31.3%	2.0%
中学校	月39時間42分	46.7%	2.3%

- ・時間外在校等時間の年平均は、月45時間を下回っているものの、45時間を上回る教育職員の割合は、小学校で31.3%、中学校で46.7%となっている。特に、中学校での月45時間を上回る教育職員の割合が多い。
 - ・事後検証の結果を分析すると、問題行動や保護者への対応等、突発的な事案への対応によって時間外在校等時間が延びる傾向がある。また、令和6年度は、小学校の教科書が改訂された年度であり、新しい教科書を基にした教材分析・授業準備などの業務の負担も大きくなった。
 - ・教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するためには、時間外在校等時間の目標の設定、業務量管理・健康確保措置等を図る必要がある。
- こうしたことを踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月の時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を0人とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を12日以上にする。
- ・年次有給休暇の月平均取得時間を12時間以上にする。
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ・ストレスチェックにおける働きがい等に関する問いに肯定的な回答をする教職員を80%以上にする。
- ・「早く帰る日」の達成率を、80%以上とする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 地域・保護者等に協力いただき推進する業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・「神戸町学校安全サポーター」や「見守りボランティア」、警察署などと連携し、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を継続する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、神戸町少年補導員及び神戸交番が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理

- ・学校徴収金については、各学校において学校徴収金の種目ごとに適切に管理を行う。
- ・児童生徒が使用する教材教具等は、物品及びサービスを提供する業者から保護者が直接購入・支払いできるようにする。
- ・学校給食費については、中学校が令和5年度から、小学校が令和6年度から無償化しており、引き続き実施する。

◆学校だけでは困難な保護者等への対応、事案への対応

- ・保護者に対して、様々な相談窓口の周知徹底を図るとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できるスクールロイヤー事業を導入することにより、教育委員会等の行政機関と連携し、対応をする。

ロ 教師以外の積極的な参画を促す業務

◆調査・統計等への回答

- ・町から学校に依頼する調査の精選、調査方法の簡略化を図り、校務支援システムやICT機器を活用することで、回答に係る事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、令和7年度に整備した共同学校事務室を活用し、学校事務の効率化を図る。

◆部活動

- ・地域の実情を踏まえつつ、令和11年度までに、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進する業務

◆給食時の対応

- ・食育に関する指導は、栄養教諭が行う。
- ・アレルギー対応等、給食時の児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえて、学級担任のみならず、学校体制を整えて対応する。

◆授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を引き続き配置する。
- ・統合型校務支援システムの機能や自動採点システムを活用し、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の状況に応じ、スクールカウンセラーやスクール相談員、ほほえみ相談員による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と連携し、悩みや不安を抱える児童生徒および保護者の支援を促進する。
- ・各学校で実施されるケース会議に、スクールカウンセラーやほほえみ相談員が参加し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・臨床心理や教育支援等に関する専門的な知見を有する特別支援教育専門相談員や特別支援教育指導員、不登校生徒支援専門員等を、必要に応じて学校へ派遣し、効果的な支援を促進する。
- ・学校支援員や特別支援アシスタントを各校に配置し、児童生徒への効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で 1086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

【令和6年度の平均授業時数】

小学校第6学年：1040単位時間	中学校第2学年：1084単位時間
------------------	------------------

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、教職員と児童生徒間に関するデジタル化や学校内の教職員間に関するデジタル化を推進し、「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、令和11年度までに学校は45%以上、

設置者は70%以上にする。

【令和6年度の自己点検の達成状況】

学校:42.4%	設置者:65.0%
----------	-----------

- ・勤務時間外の電話の自動応答機能や電話の録音機能を、令和11年度中に全校に設置する。【令和7年度:自動応答機能は全学校、録音機能は5校中2校設置済】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1か月の時間外在校等時間を、80時間を超えることがないようにする。1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、心身の健康を確認するとともに、必要に応じて医師による面接指導を実施する。
- ・1日の勤務終了時刻から翌日の勤務開始時刻までに、11時間を目安とする「勤務間インターバル(休息時間)」の確保に取り組む。
- ・学校における定時退校日を、毎週水曜日と「8」のつく日に設定する。
- ・会計年度任用職員を含め、メンタルヘルスチェックの実施率を100%とし、実施後の分析の結果等を活用して、職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組と今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、教育委員会は、各学校の教育職員の時間外在校等時間や年休取得の状況を把握し、毎年度、町のホームページにその状況を公表するとともに、定例教育委員会と総合教育会議において報告する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、指導等を実施する。
- ・各学校において、働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ、本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を周知し、積極的な活用を促す。校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。